

令和8年1月21日からの大雪について（第18報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 1/20 14:30 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

- (1) 医療関係全般

各都道府県に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/20）。

1月29日 青森県 EMIS 警戒モードに切り替え

- (2) 医療施設の被害状況

現時点で被害報告なし。

- (3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（1/20）。

現時点で被害報告なし。

3 社会福祉施設等関係

各道府県・指定都市・中核市に対し、大雪等の影響による社会福祉施設等の被害情報を収集する体制の確保や停電時の支援体制を確保するとともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。

併せて、道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。（1/20）

- (1) 高齢者関係施設の被害状況

・青森県弘前市の1施設について建物被害あり（詳細確認中）（2/2）。

- (2) 障害者関係施設の被害状況

現時点で被害報告なし。

4 保健・衛生関係

- (1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できる

よう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。
(1/20)

現時点で被害報告無し。

(2) 人工呼吸器使用者の安否

(3) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県宛に発出(1/29)。

※「【事務連絡】令和8年1月21日からの大雪に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和8年1月29日付け関係課連名事務連絡)

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/20)。

現時点で被害報告なし。

(2) 輸血用血液製剤の供給

採血事業者(日本赤十字社)に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/20)。

現時点で被害報告なし。

(3) 毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、毒劇施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(1/20)。

現時点で被害報告なし。

6 労働関係

(1) 職業安定関係

○ 雇用保険関係

- ・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示(1/29)。(事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」)

- ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
- ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

(2) 労働基準関係

各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（1/30）。（事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和8年1月21日からの大雪に伴う災害）」）

- ① 労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ② 労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ③ 企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

(3) 勤労者生活関係

○勤労者退職金共済機構

・被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（2/2）

・被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（2/2）

○労働金庫（ろうきん）

・通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施等について、労働金庫のホームページにて周知（東北労働金庫(1/30)）

7 障害者支援関係

- (1) 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/29青森県、2/2新潟県）
- (2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について
特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請

8 医療保険関係

- 被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書等を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/29）。
※「令和8年1月21日からの大雪に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」（令和8年1月29日付け保険局医療課事務連絡）を送付（1/29）。
- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和8年1月29日付け保険局保険課事務連絡）を送付（1/29）
- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和8年1月29日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（1/29）。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「令和8年1月21日からの大雪に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和8年1月29日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（1/29）。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（1/29、1/30、2/2）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（1/29、1/30、2/2）。
※「令和8年1月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和8年1月29日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（1/29）。

※「令和８年１月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その２）」（令和８年１月30日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（１/30）。

※「令和８年１月21日からの大雪に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その３）」（令和８年２月２日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（２/２）。

９ 年金関係

- 市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に対しても指示（１/２９）
- 日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出（１/２９）
- 承継年金住宅融資等債権管理回収業務における元金及び利息の返済猶予及び返済期間の延長と、返済猶予期間中の利率の軽減について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページより周知（１/３０）

１０ 介護保険関係

（１）被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（1/29青森県、2/2新潟県）
- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（1/29、2/2）。
- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（1/29、2/2）。

（２）被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（１

/29)。

1 1 消費生活協同組合関係

- 国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を発出（1/30）。

以上